

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年5月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2200941 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2300021 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 17 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月 9 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。請求期間に支払われた賞与から、厚生年金保険料は確かに控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された支給控除項目一覧表及び請求者から提出された預金通帳により、請求者は、同社から、平成 22 年 7 月 9 日に 17 万 4,646 円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、A 社、同社の社会保険業務委託先である社会保険労務士法人、B 健康保険組合及び C 企業年金基金（請求期間当時は、D 厚生年金基金）の回答並びに同社から提出された請求期間に係る健康保険被保険者賞与支払届及び厚生年金基金加入員賞与支払届から判断すると、同社は、賞与支払年月日を平成 22 年 7 月 9 日とし、賞与額を 17 万 4,646 円とする届出を、D 厚生年金基金、B 健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、B 健康保険組合を経由して年金事務所に提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間当時、A 社は、年金事務所に対し、請求者に 17 万 4,646 円の賞与を平成 22 年 7 月 9 日に支払った旨の届出を行ったと認めることが妥当であることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を 17 万 4,000 円とすることが必要である。